



報道関係者各位

取材・撮影に関するルール

1. 取材の依頼について

取材に関するご依頼については、遅くとも取材予定日の1週間前までには連絡して下さい。

※次に定める取材はお受けできません。

- ・法規・公序良俗に反するもの
- ・人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ・他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ・社会的に不適切なもの
- ・国内世論が大きく分かれるもの

※次に定めるような掲載は行えません。

- ・誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現 等
- 例：「世界一」「一番安い」等

2. 院内における撮影（写真、映像）について

- ・個人情報保護法のもと、患者さんのプライバシーに配慮し、院内にて撮影して下さい。
- ・患者さん個人を特定できる撮影をする場合は、必ず出演承諾書にサインをもらうこととし放送される内容をしっかりと説明して下さい。出演承諾書を受領した場合は、必ず当院にもコピーを提出して下さい。
- ・モザイク加工、仮名での放送要望があった場合は必ず実施して下さい。
- ・許可しない患者さんについてはモザイク加工を施すか、放送しないこととして下さい。
- ・原則、外来での撮影は患者さんの迷惑となることから、午前中のご遠慮下さい。

3. 問題が発生した場合について

- ・万一、公開後に生じた際の問題等については、誠意をもってその対応にあたって下さい。

4. 放映データ及び出版物について

- ・放映されたデータ、及び出版物については1部ないしDVD/CD・1枚を必ず下記当院広報担当までお送りください。

5. 放送日、発刊日の連絡について

放映・発刊日について前もっての連絡をお願いします。

6. 撮影した映像

撮影した映像、写真に関して、許可された目的以外に流用しないこと。また、他に使用する際は、必ず連絡をして下さい。

上記、確認しました。